

補助対象経費	補助対象経費の内訳
特産品の開発及び販売等に要する経費	原材料費、技術コンサルタント料、加工費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、ホームページ開設又は改修費、各種研修会、参加負担金等 ※既存の増刷等は対象外
特産品の品質等の検査に要する経費	品質保証表示を得るための費用、成分分析費等
特産品の開発に必要な機械装置等の購入又はレンタルに要する経費	機械装置の購入費又はレンタル料 ※既存機器の更新は対象外
特産品開発のための研修、その他人材育成に要する経費	講師・専門家謝金及び旅費等
特産品のパッケージ等のデザイン制作に要する経費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン料等
特産品の試食会、商標登録等に要する経費	原材料費、消耗品費、会場使用料、商標登録を得るための費用

以下のものは対象経費には含まれません。

公租公課（消費税、地方消費税等）、人件費、旅費（交通費、日当及び宿泊代等）

## ■申請の流れ

### ① まずは相談

事業内容や補助対象となるか、お気軽にご相談ください。

### ② 申請書の提出

所定の申請書に必要書類を添えて提出していただきます。

### ③ 審査・交付決定

内容を審査のうえ、採択された事業について交付決定を行います。

### ④ 事業の実施

交付決定後に、商品開発や改良等の事業を実施してください。

※交付決定前に着手した事業は対象外となります

### ⑤ 実績報告・補助金交付

事業完了後に実績報告を提出いただき、確認後に補助金を交付します。

**事業の着手前に申請が必要です。**

交付決定前に着手した事業は補助対象外となりますので、ご注意ください。



活用例：地元食材を活用した加工品開発